

虐待を未然に防ぐために…

児童虐待は児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが重要です。

次のような子どもや保護者を見かけたら、注意深く見守ってください。

●子ども

- ・表情や反応が乏しく笑顔が少ない
- ・不自然な傷や同じような傷が多い
- ・過度に緊張し他人と視線を合わせられない
- ・衣服や身体がいつも不潔である
- ・集中力がなく落ち着かず、行動が荒れている
- ・基本的な生活習慣が身につけていない
- ・性的なことでも過剰に反応したり不安を示す 等

●保護者

- ・表情がかたく、子どもにあまり話しかけない
- ・地域の中で孤立している
- ・自分や他者に対して否定的な態度をとる
- ・他者との関係がもてない
- ・子どもに関する他者の意見に防御的・攻撃的になりやすい
- ・子どもへの扱いが乱暴であったり、冷淡である
- ・小さな子どもを残して、よく外出している
- ・子どもの健康状態に関心が低い 等

あなたには、児童虐待の早期発見及び通告の義務があります。

児童虐待の防止等に関する法律

第6条（児童虐待に係る通告） 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。